

令和6年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年7月26日(金) 午前9時00分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (3番 樋ノ口 正信 委員 ・ 4番 川畑 千秋 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法(3件)について
- 日程第2 報告議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(4件)について
- 日程第3 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第4 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(7件)について
- 日程第5 議案第37号 農用地利用集積計画案(1件)について
- 日程第6 議案第38号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式・16件)について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和6年第7回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局の方より、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し、今日欠席委員が 1 名、出席委員 11 名で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されておりますのでご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それではお手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいのですが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名委員に、3 番 樋ノ口正信 委員、4 番 川畑千秋 委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、早速議事に入ります。

まず、日程第 1 報告議案第 18 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知経営基盤強化法関連についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 18 号農地法第 18 条

第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は3件3筆 796 m²です。いずれも後程20ページの、日程第6議案第38号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）にて、新たな耕作者と中間管理事業にて契約をするための解約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。今回は耕作者変更をするための合意解約ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知経営基盤強化法関連3件3筆については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知経営基盤強化法関連3件については、通知のあったとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は4件4筆 2,860 m²です。2番は、今年1月の総会にて、耕作者変更のために借人の解約をして、機構が預かっている農地です。1番、2番は、近日中に3条申請を行うための解約です。3番、4番は、農地に石ころが多く、耕作ができないための解約です。貸人と借人両方からの合意解約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回は4件4筆ということでございます。農地中間管理法分の合意解約ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分4件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分4件については、通知のあったとおり受理することによって決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。事務局の説明及び現地調査の報告の後質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件についてであります。3ページをお開きください。申請人は現在官舎住まいであります。今回異動に伴い所有している申請地に自宅を建築したいための申請であります。なお、申請人の異動地は熊本で、建築予定の家には家族が住み、本人は週末や祝日帰るとのことです。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

西村委員

9番西村です。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、7月22日午後1時40分より、代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料は3ページ～4ページを参照してください。申請地は第3種農地で、第1種住居地域であります。転用の目的は、現在官舎住まいであるが、異動に伴い所有している申請地に自宅を建築したいためです。周囲には作付けしている農地はなく、用水は公共上水道、雨水排水は東側側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理します。被害防除として境界はブロック積みにします。また、西側宅地と3.9mの緩衝地を設け、周辺の日照・通風等に支障を及ぼさないために、建物の高さを8.2mに加減します。付近の状況は、東は市道、西は宅地、南は宅地、北は道路です。自己資金で許可次第着工予定です。被害防除計画書他の添付書類については、4条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと見てきました。皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

たします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第3議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することで決定しました。

次に進みます。日程第4議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は7件です。7件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請7件についてであります。5ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。一般住宅として500㎡を越えておりますが、「妻が自宅の一室でエステサロンを運営する予定となっております、来客用の駐車場や、講習会・研修会の参加者の駐車場を必要とするため」と理由書が添付されております。また、申請は夫婦2名での申請で、持分が1/2ずつとなっております。第2種農地で500m以内農地であります。代替地として3筆検討しましたが、折り合いがつかず、他に適当な土地が見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、令和6年7月23日(火)午前8時15分より、行政書士立会のもと、古賀委員と3名で農地転用実態調査を実施しましたのでご報告いたします。申請理由は、現在借家住まいで手狭であるため、申請

地を買い受けて住宅を建築したいとの事。また、住宅の一室で妻がエステサロンを運営する計画です。申請地につきましては、5ページ、6ページを参照してください。農地区分は第2種農地で、駅から500m以内の農地であり、土地を購入するにあたり3ヶ所程検討しましたが、2ヶ所は面積不足、1ヶ所は価格の折り合いが付かず契約に至らなかったところです。今回の申請地にかかる転用面積は500㎡を超えますが、自宅の一室でエステサロンを運営する計画で、講習会、研修会等を定期的実施することから、10台程の駐車場を確保するための理由書が添付してあります。転用するにあたり東側は宅地、西側は宅地、南側は山林、北側は道路で、申請地周辺に農地はなく、被害を及ぼす恐れはないです。被害防除計画は、造成は現状のまま利用し、用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流と自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2についてご説明いたします。7ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願い致します。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、7月23日(火)午前9時10分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の7～8ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は現在借家住まいであるため、申請地〇〇と〇〇へ住宅を建築したいためです。被害防除計画書の造成計画は現状のまま利用、これに関する被害防除策の被害の恐れがないようにコンクリートによる擁壁工事を実施し、土砂の流出を防ぎます。東と北側は畑、西側は宅地、南側は道路です。周辺の農地の日照、通風などに支障を及ぼさないための対策として、幅2m程度の緑地、緩衝地を設けます。建物の高さを7.7m程度に加減します。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は融資で、工事計画は許可後から9月までとなっております。融資証明書他添付書類

は5条申請の備考欄に記載してあります。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。9ページをお開きください。借人は経営する整骨院の事業展開に伴い、現駐車場では不足するようになってきたことから、近接する貸人所有の畑を駐車場として賃借したいための申請であります。土地賃貸借契約書が添付されております。第3種農地で準工業地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしく願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、7月20日(土)午後1時より、申請人と代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は9～10ページをご覧ください。転用の目的は、借人の経営する整骨院の事業展開に伴い、現在の駐車場では不足するようになってきたため、近接する貸人所有の畑を駐車場として賃借するためです。農地区分は第3種農地、準工業地域内にある農地です。申請地の東側、西側、南側は宅地、北側は道路で、周囲に農地はありません。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用し、軽度の転圧をかけ、北側の道路との境界にはフェンスを設ける予定です。資金は自己資金で、許可後着工の予定です。被害防除計画書等は5条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.4についてご説明いたします。11ページをお開きください。譲受人は夫婦2名となっており、現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしく願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について、現地調査の結果を報告いたします。場所等につきましては、資料の11ページ、12ページを参照してください。7月23日(火)午前8時30分より、申請代理人の行政書士、池田委員と私で調査をしました。事務局からの説明がございましたが、申請人は現在借家住まいで、申請地を買い受け自宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路です。造成工事は、現状の高さで除草・整地を行い、土砂流出防止のために現状は周囲に土留めブロックが敷設されております。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は西側道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水されます。建物は平屋造りでカーポートが併設されます。資金は銀行融資で、許可後8月中に着工したいとのことです。他提出書類は、資料の備考欄に記載されております。私どもの調査では、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.5について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.5についてご説明いたします。13ページをお開きください。譲受人は会社員で、申請地の近隣には市役所やスーパーもあり、住宅需要が見込まれるため、申請地及び隣接する〇〇雑種地34㎡、〇〇雑種地198㎡を買い受けて、一体利用により共同住宅を建築したいための申請であります。なお、譲受人にはこれまで共同住宅の転用申請は無く、今回初めての申請とのこと。また、申請地は過去に家が建っており、コンクリート舗装もされ、平成23年以前に違反転用判断されておりますが、現所有者は何も知らず、相続する前の所有者による違反となっております。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5について、7月23日午後2時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、西委員と私が調査を実施しましたので報告します。位置図は13、14ページを参照してください。転用目的は、譲受人は市内の住民で、申請地及び隣接する〇〇と〇〇を買い受けて、一体利用により共同住宅を建築したいための申請です。農地区分は第3種農地で、第1種住居地域です。建築物は2棟、駐車場は10台分、許可次第着工し

ます。位置は北側と東側は道路、西側と南側は宅地です。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡から水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用します。5条申請に必要な書類は備考欄に記載してあります。周囲に農地はなく、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.6について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.6についてご説明いたします。15 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第2種農地で 500m以内農地であります。代替地として3筆検討しましたが、折り合いがつかず他に適当な土地が見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 外菌委員から預かって参りましたので、そのまま読ませていただきます。10 番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6について、7月20日午後1時30分より、代理人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は15 ページから16 ページを参照してください。転用目的は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地、500m以内農地です。代替地については、3ヶ所検討しましたが、折り合いが付かず、他に適当な土地が見当たらなかったためです。申請地は現状のまま利用し、被害防除策として擁壁と緑地、緩衝地を設けます。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡と水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。申請地の東側は道路、西側は畑、南側は宅地と畑、北側も宅地と畑です。着工予定は許可あり次第です。被害防除計画書等提出書類は、5条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.7について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.7についてご説明いたします。17 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び隣接する〇〇宅地 102.59㎡を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。

第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7について、7月23日(火)午前8時45分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の17、18ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は現在借家住まいで手狭であるため、申請地〇〇と隣接する〇〇を一体利用して住宅を建築したいためです。被害防除計画書の造成計画は現状のまま利用、これに関する被害防除策は、申請地周辺には農地はないので被害を及ぼす恐れはありません。東側は道路、西、南、北側は宅地です。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は融資で、工事計画は8月から12月までとなっております。添付書類は5条申請の備考欄に記載してあります。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今No.1からNo.7まで7件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず5ページ、6ページのNo.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。次に7ページ、8ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。次に9ページ、10ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。次に11ページ、12ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に 13 ページ、14 ページのNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問させてもらっていいですか。一体利用地が2筆ありますが、これについて購入をされているんですか。それとも今回の申請があった土地と同じタイミングで購入されるのでしょうか。

松原主査 ○○と、○○に関しては農地ではないので、添付書類はありません。確認はしていません。

議長 その一体利用地の売買が成立しないと、この計画自体もできないわけですよ。そこは、後で確認してください。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 他にご質疑ないようでございます。次に 15 ページ、16 ページのNo.6について、何かご質疑ございませんか。私の方からいいですか。一般住宅ということなんですが、建物は2階建てになるんですか。

野元委員 1階だったと思います。

議長 平屋ですか。

野元委員 はい、手前が駐車場で、奥に建てるということです。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。17 ページ、18 ページのNo.7について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は7件ですが、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第4議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請7件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第5議案第37号農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 19ページをお願いします。日程第5議案第37号7月分の農用地利用集積計画案は1件1筆260㎡で、引続き借りるための継続の申請です。お互いに顔見知りのため、貸借契約を簡単に済ませたいための、利用権設定です。よろしくお願いします。

議長 今回は1件です。できるだけ中間管理事業を使ってくださいということをお願いをしているんですが、これは今まで基盤強化法で利用権設定された契約が満期を迎えるということで、その継続をするための利用権設定であります。同じ方との利用権設定をするということで、基盤強化法で申請が上がってきている分でございます。何かご質疑ございませんか。私の方から、特に説明が無かったです。契約期間が4年となっておりますが、その理由が何かわかれば説明してください。

棚町主査 はい、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 私も5年じゃないのかと思っ確認をしたんですが、借人の方は今76歳ということで、80歳を目途に農業を辞められる予定で、4年間でちょうど80歳になられるということでの4年間の設定というお返事を頂きました。

議長 ということのようでございます。荒れないように上手く有効利用していただければと思います。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第37号農用地利用集積計画案1件については、ただ今説明のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第37号農用地利用集積計画案1件については、先程説明のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第6議案第38号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

20、21ページをご覧ください。日程第6議案第38号10月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてです。新規で16件、21筆12,343.25㎡です。1番～3番は、先程1ページの合意解約通知基盤強化法にてご審議いただきました農地です。全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。〇〇の所有する農地は、耕作しておられる場所と、事業計画予定地で耕作されていない場所もあります。借入地は全て耕作しておられます。よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がございました。今回は、16件21筆ということですのでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第38号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)16件21筆については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第38号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)16件21筆につきましては、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

(暫時休憩)

松原主査

すみません、先程13ページの5条申請で質問がありました一体利用地についてですが、そちらも同じ所有者の〇〇さんで、3筆一緒に

購入する形で予算の中に入っているということでした。

議長

はい、ありがとうございます。以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____

• _____